

令和8年7月30日

守谷市議会議長 寺田 文彦 様

陳情者

住 所 守谷市みずき野1－4－23

氏 名 廣木 恵美 (ひろき えみ)

「令和8年6月定例会議会議案第46号守谷市手数料条例の一部を改正する条例」
の施行前に3つの事業の見直しを求める陳情

1 陳情の趣旨 「令和8年6月定例会議会議案第46号守谷市手数料条例の一部を改正する条例」の施行日の令和8年11月1日までに、下記3つの事業の見直しを求めます。

①令和7年度協働のまちづくり推進委員会の2回目の費用を人件費も含めて公開するか、議事録を公開してください。

なぜならば、令和7年度協働のまちづくり推進委員会の2回目の委員会は、議事録のみならず開催されたことさえ公開されていません。公にできないような委員会であっても経費は市が出しています。市民に向けてなんらかの開示は必要です。

②もりや市民大学に合理的存在意義があるのかを検証してください。

なぜならば、市民協働推進課・市民大学は自治基本条例の策定に関わっていません。しかし条例策定を全市挙げての協働と位置づければ、多くの市民が協働を実体験できました。また市民大学の趣旨は「まちづくりに主体的に関わる人づくり」です。大学が全市民対象に、自治基本条例とは何かを、地方自治・法律の専門家から学ぶ場を設けたのならば、これまで市民大学やまちづくりに縁の無かった者も、自ら地方自治における市民の役割に気づく機会となり得たのにしませんでした。

～③中略（受理番号3－2号として、総務教育常任委員会へ付託のため）～

2 陳情の理由 なぜ議案第46号の施行前なのか。

議案第46号によって一部窓口手数料が、一気に2.5倍になるだけでなく、議案第45号守谷市手数料の特例に関する条例も可決されたので、自動交付手数料との差は5倍となります。議案第45号の提案理由は「マイナンバーカードの利活用促進を目的に期間限定でコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付手数料の更なる減額をするため」とありますが、マイナンバーカードは任意取得です（当然のことですが、利便性だけで取得の判断をしません。例えば、任意と義務とでは国の責任のあり方が異なる、というのも判断材料のひとつです。）。また、家から近い・図書館利用や傍聴など他の用事もあるなどして、窓口の方が市民には利便な場合もあり、この差が合理的差といえるのか疑問です。

このような差をつけてまで窓口業務を縮小したいのは、議案第46号の提案理由「市民サービスの質向上及び持続可能な行政運営の適正化を図るため」だからです。しかし呪文ではないのですから、窓口業務を縮小するだけでは実現しません。そもそも市民サービスと

は何でしょう。こじゅまるグッズの無料配布も含まれるのでしょうか。質の向上とは何が変わることなのか、持続可能な行政運営の適正化を誰がどういう基準で判断するのか、公開されている議会での質疑でも具体的には示されませんでした。

ですが、可決された以上は確かに実現してもらわなければなりません。そのためには目標自体が曖昧なのですから、ご多忙で効率化が必須な行政にすべてまかせるのではなく、特に市民サービスについては、納税者であるだけでなく当事者でもある市民が、疑義のある事業を一つ一つ検証していくことも必要です。見直しを求める3つの事業は、議案第46号が可決される以前から、一市民として疑義のあったものです。そして議会は、議案第46号が空手形ではなく、実効性があるものだと言明する責任があると思うからです。

上記のとおり陳情いたします。

守谷市議会 議長 寺 田 文 彦 様